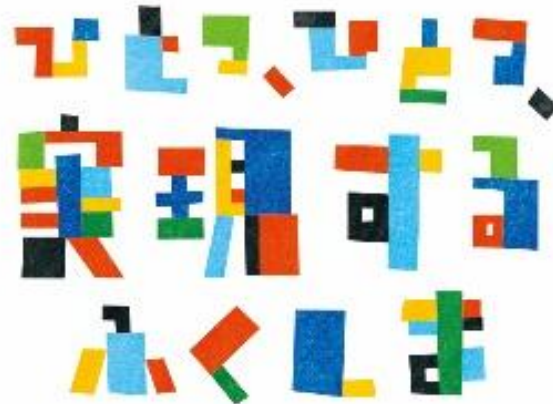


# 議事 (1) 今年度の取組



令和8年3月23日  
猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会

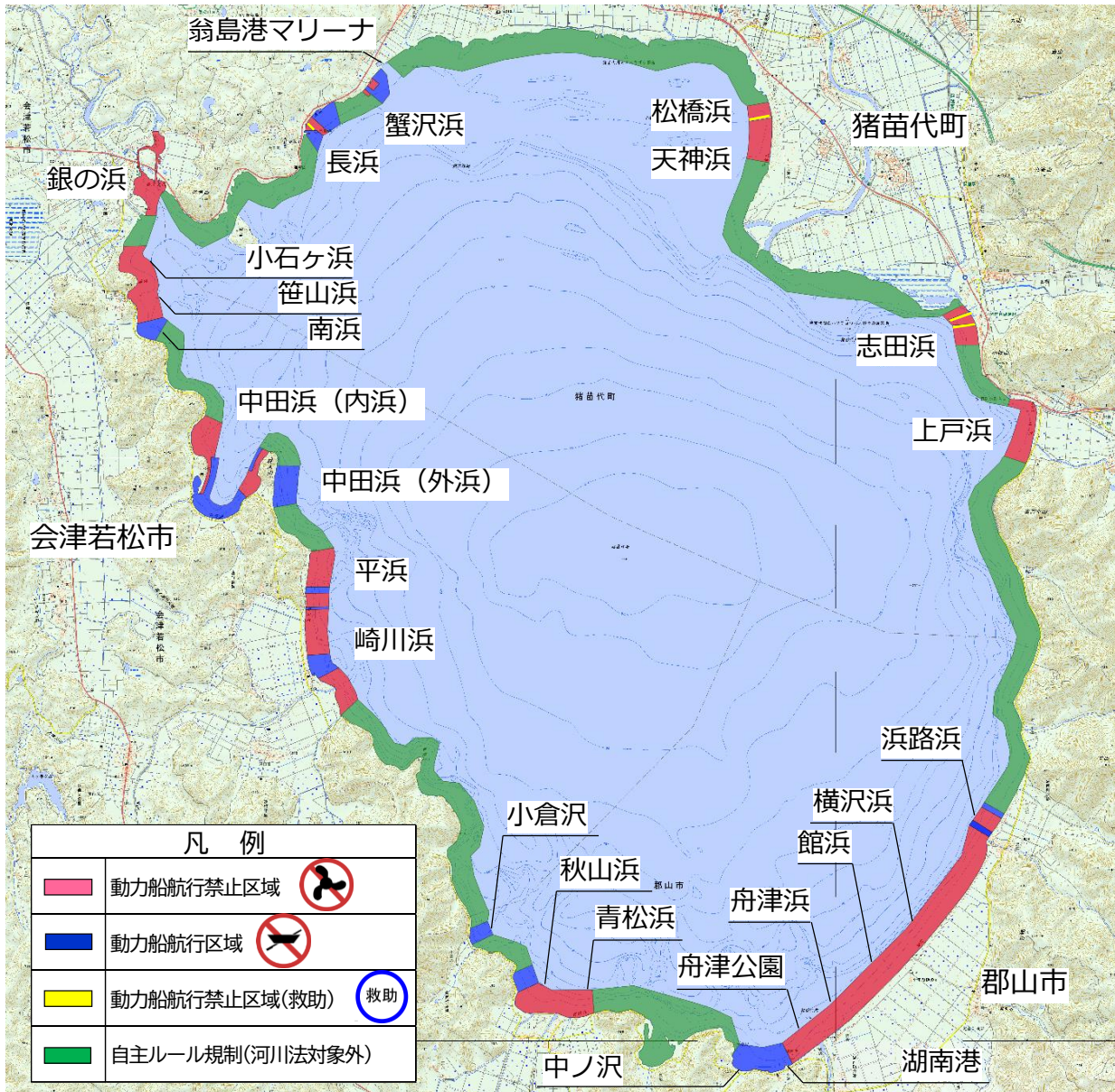
# 目次

- (1) 令和6年度の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
  - ① 河川法による船舶航行規制を施行
  - ② ルールブック、チラシ、ポスターによる周知
  - ③ 浮標（ブイの設置）
  - ④ 陸域看板による周知
  - ⑤ 現地看板による周知
  
- (2) 令和7年度の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
  - ① ルールブック、チラシ、ポスターによる周知の拡大
  - ② 業務委託による巡視
  
- (3) 県警による警戒・取締り・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

# 1. (1) 令和6年度の取組



## ① 河川法による船舶航行規制を施行（令和6年7月1日）



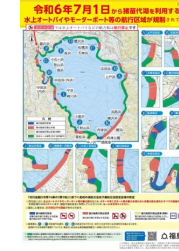
# 1. (1) 令和6年度の取組



## ②ルールブック、チラシ、ポスターの作成・配付

河川法による規制を盛り込んだルールブックやポスター、チラシを配付しルールを周知

- 配布部数  
ルールブック 3,000部  
ポスター 300部  
チラシ 15,000部



## ③浮標（ブイ）の設置

湖面に浮標（ブイ）を設置し、河川法による規制区域を明示

- 設置箇所：動力船航行区域及び動力船航行禁止区域  
郡山市：41基、会津若松市：68基、猪苗代町：52基  
合計161基



## ④陸域看板による周知

陸地に看板（標識）を設置し、河川法による規制区域を明示

- 設置箇所：動力船航行区域と動力船航行禁止区域が隣接する箇所  
郡山市：5基 会津若松市：4基 猪苗代町：2基
- 中田浜（会津若松市）では、「トーイングスポーツ利用者乗降場」を表示する看板を1基設置



長浜（猪苗代）

## ⑤現地看板による周知

現地に看板を設置し、河川法による規制を周知

- 設置箇所：各浜の周辺  
郡山市：11基 会津若松市：13基 猪苗代町：27基  
（自主ルールを表示する看板を含む）
- 看板は2次元コードにより、英語版、中国語版のルールブックを閲覧できるようにしている。



南浜（会津若松）

# 1. (2) 令和7年度の取組



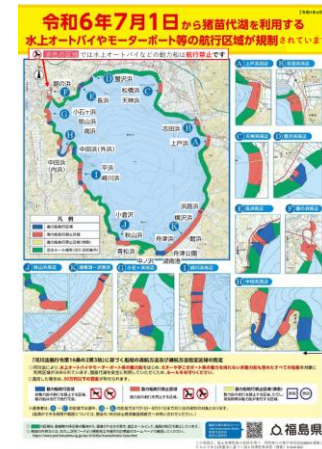
## ①ルールブック、チラシ、ポスターによる周知の拡大

猪苗代湖の安全な利用に向けて、7月1日施行の河川法による規制を盛り込んだルールブックやポスター、チラシにより、周知を行った。

- 配付先
- ・ルールブック  
各地域の事業者など
  - ・ポスター、チラシ  
59市町村、県内の警察署  
県内と**隣県の道の駅・高速SA・PA (計223箇所)**  
船舶免許の登録機関 (JMRA)  
猪苗代クリーンアクションでの配付
- 配付部数
- ルールブック **5,800部** (3,000部) ( ) 内はR6
  - ポスター **1,200部** (300部)
  - チラシ **45,000部** (15,000部)

その他

ルールブックには、2次元コードを貼付しており、英語版、中国語版へアクセスが可能。



### ルールブックのレイアウト改善

- ・通航方法制限区域図と自主ルールを1枚の図で表記
- ・地図の向きを統一



R6



R7

# 1. (2) 令和7年度の取組



## ②業務委託による巡視


巡視期間：7月11日～9月28日までの土日祝日とお盆期間（8月12～15日）

注意内容：動力船航行禁止区域内の航行や徐行区域内の蛇行・高速運転等

違反等画像

違反等画像

第1班 令和7年9月13日(土)

場所	銀の浜	時間帯	14時 30分 頃	区域違反
写真	進入状況			種別 水上バイク 大きさ 二人乗り 色 黄色(ツートン)・銀・黒 人数 2人×3台 6人 対応状況 銀の橋通過中に区域違反水上バイク3台の進入を視認、通報実施・橋上よりメガホンにて注意14:34退去確認。
	退去状況			

第1班 令和7年8月11日(月)

場所	上戸浜	時間帯	13時 6分 頃	区域違反
写真	区域外退出状況			種別・大きさ・色等 モーターボート小型 青・白ツートン 人数・対応経過 6人 13:05分頃動力船航行禁止区域内に進入していた同船を視認しメガホンにて注意(退去要請)したところ13:14分に区域外に退出。

# 1. (3) 県警による警戒・取締り

## ○警戒・取締り強化期間（7/1～9/30）

警察用船舶による警ら・取締り等を強化。

延べ従事人数 : 845人 (990人) ( ) 内はR6

河川法違反に係る指導件数 : 18件 ( 24件)

事故防止のための安全指導（注意喚起）件数 : 333件 (319件)

船舶によるパトロールを強化（悪天候を除き毎日実施）

## ○猪苗代湖に関する110番通報（7/1～9/30）

通報66件（75件）のうち、約9割が河川法違反に関する内容

（動力船で動力船航行禁止区域を航行した等）

通報66件のうち、土日祝日は約6割

## ○猪苗代湖におけるプレジャーモーターボート関連の事故

	件数	前年比
令和5年	7件27人	
令和6年	4件16人	▲3件▲11人
令和7年	9件11人	+5件▲5人

## ○県警と他機関との合同パトロールを実施

令和7年8月8日（東北運輸局）

8月9日（福島県）